

## 東濃地科学センター事故対策規則

### 第1編 総 則

#### 第1章 目的等

##### （目的）

第1条 この規則は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という）の事故対策規程に基づき、東濃地科学センター（以下「センター」という）において事故又は災害が発生した場合、若しくはそのおそれのある場合に、センターが行わなければならない諸対応の基本事項を定め、事故又は災害の拡大防止、早期復旧、再発防止を的確に実施するとともに、情報提供を適切に行うこと、並びに自治体又は機構外の原子力施設等において発生した事故又は災害に対してセンターが行わなければならない諸協力の基本事項を定めるとともに、事故への支援対応を的確に実施することを目的とする。

##### （対象）

第2条 この規則で対象とする鉱山施設及び研究施設等は、表-1に示すとおりとする。

##### （関係法令等）

第3条 この規則の関係法令等は、表-2に示すとおりとする。

##### （適用範囲）

第4条 この規則で適用する事故の種類は次のとおりとし、その内容を表-3-1に示す。

- (1) 人の障害（交通事故に伴うものは除く）
- (2) 予期しない放射線被ばく
- (3) 鉱山施設及び研究施設等の故障
- (4) 鉱山施設及び研究施設等内の予期しない放射性物質等の漏えい
- (5) 鉱山施設及び研究施設等外への予期しない放射性物質等の漏えい又は放出
- (6) 放射性物質等の運搬中の事故（センター内及びセンター外）
- (7) 放射性物質の盗取又は所在不明
- (8) 妨害破壊行為（放射性物質等に係る脅迫を含む）
- (9) 火災など各種法令に定める事故及び環境に影響を与える事態

2 この規則で適用する災害の種類は次のとおりとし、その内容を表-3-2に示す。

- (1) 放射性物質又は放射線の異常な水準による放出
- (2) 異常な自然現象、大規模な火事又は爆発等。但し、大規模地震に関する対応は

除く

(3) 武力攻撃事態等

(基本方針)

第5条 事故又は災害対応の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 事故又は災害対応は、人命最優先とする。
- (2) 事実に基づく事故又は災害情報を関係機関へ迅速に通報絡するとともに、地元住民等へ提供する。
- (3) 事故又は災害時には迅速に対応体制を確立し、事故又は災害の拡大及び二次的被害の防止策を講じる。
- (4) 事故又は災害が発生した場合は、その対応業務をすべての業務に優先させる。
- (5) 事故又は災害が発生した場合、若しくはそのおそれがある場合に的確に対応できるよう、通信設備や資機材、関連文書、資料等を整備するとともに、教育訓練を実施する。
- (6) 事故又は災害の再発防止に努めるほか、事故又は災害対応の反省を今後の対応に活かす。

(用語の定義)

第6条 この規則で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「規程」とは、機構の事故対策規程をいう。
- (2) 「事故」とは、第4条第1項各号に該当する事象をいう。
- (3) 「火災」とは、①人の意に反して発生し、もしくは拡大し、又は放火により発生して、②消火の必要がある燃焼現象であって、③これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもので、①～③の要素がすべて含まれているもの、又は②と③の要素の有無にかかわらず人の意に反して発生し、もしくは拡大した爆発現象をいう。
- (4) 「災害」とは、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に定義する事象が発生した場合をいい、原子力災害対策特別措置法で定める原子力事業者防災業務計画に定義する事象を含む。
- (5) 「職員等」とは、機構と雇用関係にあるセンターに所属する職員、再雇用職員、常勤職員、技術開発協力員、特定課題推進員、任期付常勤職員、アルバイト等及びセンター以外の所属の者でセンターに駐在する者の総称をいう。
- (6) 「従業員」とは、職員等及び契約により異常時や緊急時の措置を講ずることを定めた者の総称をいう。
- (7) 「従業員等」とは、職員等及び従業員以外の所属の者でセンターで作業を行う者を含めた総称をいう。
- (8) 「鉱山施設」とは、センターが所掌する鉱業法及び鉱山保安法適用施設の総称をいう。
- (9) 「研究施設等」とは、センター内外にあるセンターが所掌する施設（鉱山施設

- を除く)の総称をいう。
- (10)「放射性物質」とは、法令に定める核原料物質、核燃料物質及び放射性同位元素の総称をいう。
  - (11)「放射性物質等」とは、放射性物質及びそれらにより汚染した物の総称をいう。
  - (12)「鉱業廃棄物」とは、鉱業の実施により生じた捨石、鉱さい、沈殿物、燃えがら、廃油等の法令に定めるものの総称をいう。
  - (13)「関係機関」とは、センターから事故又は災害時の情報を通報連絡する関係自治体、中央官庁、その他の機関の総称をいう。
  - (14)「連絡責任者」とは、センターの事故又は災害対応組織が立ち上がるまでの間、関係機関と機構内への事故又は災害情報の通報連絡を、責任を持って行うためにあらかじめ指名された者をいう。
  - (15)「情報専任者」とは、センターの事故又は災害対応組織にあつて事故又は災害情報の集約を専任して行うためにあらかじめ指名された者をいう。
  - (16)「初期対応」とは、センターの事故又は災害対応組織が設置されるまでの間に行う事故又は災害発生後の初動時の対応をいう。
  - (17)「現地対策本部」とは、事故又は災害発生の際、対応のために設けられる組織をいう。
  - (18)「緊急時対策所」とは、土岐地球年代学研究所の会議室棟第1・2会議室をいう。
  - (19)「発災現場指揮所」とは、発災現場付近に設置し、事故又は災害等への対応、公設消防、警察等への対応を行う所をいう。
  - (20)「勤務時間内」とは、平日の8時30分から17時00分をいう。
  - (21)「勤務時間外」とは、平日の17時00分から翌朝8時30分及び土日祝日、年末年始(12月29日から1月3日)、機構創立記念日、その他機構が指定する休日をいう。

## 第2章 対応組織

### (現地対策本部)

第7条 センターにおける事故又は災害の対応組織として、所長を現地対策本部長(以下「本部長」という)とする現地対策本部を設置する。

#### 2 現地対策本部は次の業務を行う。

- (1) 状況把握に関すること
- (2) 救護活動、消火活動及び避難活動に関すること
- (3) 拡大防止及び二次的被害防止に関すること
- (4) 情報分析及び整理に関すること
- (5) 情報の通報連絡及びセンター内周知に関すること
- (6) 事故処理及び現場復旧に関すること
- (7) 原因調査及び再発防止対策に関すること
- (8) 報道対応及び情報提供に関すること

- (9) 法令及び協定に定める報告作成に関すること
  - (10) センター内動員体制の発動に関すること
  - (11) 視察者等の対応に関すること
  - (12) 支援要員等の受入対応に関すること
  - (13) 各課・グループの人員点呼に関すること
  - (14) その他必要な事項に関すること
- 3 現地対策本部に、事故又は災害対応を的確に実施するための作業班を設け、作業班ごとに実施責任者（以下「班長」という）を置く。
  - 4 現地対策本部の構成及び任務は、表-4のとおりとする。ただし、作業班の構成は、本部長の裁量により、変更、統合、新設等ができる。
  - 5 現地対策本部の定位置は、緊急時対策所とする。ただし、定位置に設置できない場合は、土岐地球年代学研究所2階第3会議室又は瑞浪地科学研究館1階セミナールームとする。
  - 6 事故又は災害発生の場合、機構本部に組織される機構対策本部、他事業所に組織される支援本部を含めた機構全体の体制は、図-1-1～図-1-2のとおりとする。また、通報・連絡体制は図-2-1～図-2-2のとおりとする。

(支援本部)

- 第8条 他事業所の事故又は災害対応を支援する組織として、センターに支援本部を置くことができ、支援本部長は所長とする。
- 2 支援本部は、機構対策本部長の指示に基づいて設置する。
  - 3 支援本部は次の業務を行う。
    - (1) 他事業所の事故又は災害情報のセンター内周知と関係機関への提供に関すること
    - (2) 支援者派遣と資機材提供に関すること
    - (3) その他必要な事項に関すること
  - 4 支援本部に、支援対応を的確に実施するための総務班を設け、班長を置く。総務班の構成は現地対策本部の構成を準用する。
  - 5 支援本部の構成及び任務は、表-5のとおりとする。ただし、作業班の構成は、本部長の裁量により、変更、統合、新設等ができる。
  - 6 支援本部の定位置は、緊急時対策所とする。

### 第3章 事前措置

(所長の行うべき措置)

- 第9条 所長は、事故又は災害対応に備えて、次の事項について事前に措置する。なお、現地対策本部と支援本部の組織構成等は共有することができる。
- (1) 連絡責任者及びその代理者の指名に関すること
  - (2) 現地対策本部の組織編成に関すること
  - (3) 本部長の代理者の指名に関すること
  - (4) 現地対策本部の情報専任者、構成員及び各作業班の班長の指名に関すること

- (5) 現地対策本部の情報専任者の代理者及び現地対策本部に係る各作業班の班長の代理者の指名に関する事
  - (6) 通報連絡体制及び通信設備の整備に関する事
  - (7) 現地対策本部等を置く緊急時対策所等の確保に関する事
  - (8) 緊急車両の確保に関する事
  - (9) 避難場所の確保に関する事
  - (10) 事故又は災害対応に必要な資機材の整備に関する事
  - (11) 事故又は災害対応の教育及び訓練の実施に関する事
  - (12) 従業員の事故又は災害時動員体制表の整備に関する事
  - (13) 第1報及び続報の様式の整備に関する事
  - (14) 関係自治体の災害対策本部及び機構外の原子力事業者へ派遣する職員の指名に関する事
  - (15) その他必要な事項に関する事
- 2 所長は、事前の措置に当たり、センター内の各課長・グループリーダーに対して、事前に措置する事項を分担し、措置の実施を指示する。分担内容は、表-6のとおりとする。
  - 3 前項の指示を受けた各課長・グループリーダーは、事前措置事項について準備し維持管理するとともに、その管理状況を適宜、所長へ報告する。

(事前措置の役割分担)

- 第10条 所長は、連絡責任者（平日時間外含む）及びその代理者、連絡責任者（休日担当）をあらかじめ指名する。また、必要に応じて連絡補助者を指名することができる。
- 2 保安・施設管理課長は、前項の内容を指名又は変更の都度、センター内に周知する。
  - 3 所長は、現地対策本部の組織として、表-4に定める本部長スタッフと作業班を編成する。
  - 4 作業班は、常設組織のもの、事故時に必ず立ち上げるもの、事故の進捗状況に応じて立ち上げるものなどに分けて編成することができる。
  - 5 所長は、情報専任者及び表-4に示す作業班の班長をあらかじめ指名する。また、現地対策本部構成員として、本部長スタッフ及び作業班の構成員並びに作業班の構成員をあらかじめ指名する。
  - 6 保安・施設管理課長は、前項の指名又は変更の都度、センター内に周知する。
  - 7 所長は、本部長の代理者及び指揮者の代理者を複数、順位を定めてあらかじめ指名する。
  - 8 保安・施設管理課長は、前項の指名又は変更の都度、センター内に周知する。
  - 9 所長は、情報専任者の代理者をあらかじめ指名する。
  - 10 保安・施設管理課長は、前項の指名又は変更の都度、センター内に周知する。
  - 11 保安・施設管理課長は、センター内、センターと関係機関、及びセンターと機構

本部における通報連絡体制及び通信設備を整備する。

- 12 保安・施設管理課長は、前項の整備又は変更の都度、センター内及び機構本部に周知する。
- 13 保安・施設管理課長は、現地対策本部等の定位置となる緊急時対策所を確保する。
- 14 保安・施設管理課長は、緊急時対策所の定位置を変更することができる。
- 15 保安・施設管理課長は、前項の確保又は変更の都度、センター内に周知する。
- 16 総務・共生課長は、事故又は災害時に必要な緊急車両を指定し確保する。
- 17 総務・共生課長は、前項の確保又は変更の都度、センター内に周知する。
- 18 総務・共生課長は、センター内に事故又は災害発生時の避難場所や避難経路を指定し確保する。
- 19 総務・共生課長は、前項の確保又は変更の都度、センター内に周知する。
- 20 保安・施設管理課長は、緊急時対策所及び緊急時対応において必要な資機材等を整備し、維持管理する。
- 21 保安・施設管理課長は、緊急時対策所及び緊急時対応において必要な資機材等に不具合、故障等が発見された場合は、修理又は更新を行う。また、資機材等が老朽化した場合は、更新を行う。
- 22 保安・施設管理課長は、第 20 項及び第 21 項の整備及び修理又は更新の都度、必要に応じて規則等の改訂などの処置を行うとともに、センター内に周知する。
- 23 各課長・グループリーダー及び作業班の班長は、必要に応じて事故又は災害対応の教育及び訓練を実施する。
- 24 保安・施設管理課長は、事故発生連絡票（第 1 報及び続報）の様式を整備する。
- 25 保安・施設管理課長は、前項の整備又は変更の都度、センター内に周知する。
- 26 総務・共生課長は、関係自治体の災害対策本部及び機構外の原子力事業者へ派遣する職員を指名する。
- 27 総務・共生課長は、前項の指名又は変更の都度、関係自治体、センター内及び機構本部に周知する。
- 28 事故又は災害対応に当たり、現地対策本部は機構対策本部、機構対策本部（東京支援班）（以下「東京支援班」という。）との連絡を密にし、連携して対応する。
- 29 支援対応に当たり、支援本部は機構対策本部との連絡を密にし、連携して対応する。
- 30 時間外に事故又は災害が発生した場合、現地対策本部の構成員は、表-7 に定める通り集合し、対応する。

#### 第 4 章 遵守事項及び関連規程・規則

（職員等以外の者に対する事故防止上の措置）

第 11 条 職員等以外の者に対して、事故対応への協力が得られるように、契約書等において職員等以外の者が事故又は災害の対応にあたって遵守する内容を明示するほか、遵守させる措置を講じる。

（他の規程等との関係）

第12条 事故又は災害対応に当たり、機構の事故対策規程及び本規則に定める事項以外については、次に定めるところに従い対応する。

- (1) 東濃鉱山保安規程
- (2) 東濃地科学センター放射線障害予防規程
- (3) 東濃地科学センター計量管理規定
- (4) 電気工作物保安規程（土岐地球年代学研究所、瑞浪地科学究館、瑞浪国際地科学交流館、土岐寮）
- (5) 東濃地科学センター消防計画
- (6) 東濃地科学センター防火管理規則
- (7) 安全衛生管理規則
- (8) 環境管理規則
- (9) 東濃地科学センター武力攻撃災害等対処業務計画
- (10) 東濃地科学センター業務品質保証規則
- (11) エックス線装置の安全管理について
- (12) 核原料物質の取扱管理について
- (13) 事故又は災害が発生した場合の情報発信について

## 第2編 事故又は災害への対応

### 第1章 事故又は災害発生時の初期対応

（事故発生時の初期対応）

第13条 事故発見者は、事故情報をセンター内の通報連絡体制に従って各課長・グループリーダー、連絡責任者等へ通報連絡する。ただし、人命救助、火災の初期消火及び二次的被害への拡大防止措置を最優先とする。

- 2 通報連絡体制は、現地対策本部設置前には図-4、図-5のとおりとする。
- 3 関係者等への第1報は、連絡責任者が行う。
- 4 事故発見者から通報を受けた連絡責任者は、図-4又は図-5に従い所長に連絡するとともに、機構本部連絡責任者及び東京事務所連絡責任者に連絡する。また、あらかじめ用意された関係部署/機関へ一斉同報FAXリストに従い、FAX、電話又は口頭による第1報を発信する。
- 5 第1報後の連絡は、現地対策本部設置前には前号の連絡責任者が、設置後には、あらかじめ定められた現地対策本部の情報班が行う。
- 6 事故が発生した現場を所掌する各課長・グループリーダーは、現場及び周辺の従業員を指揮して、次の事項について初期対応活動を行う。
  - (1) 負傷者の状況確認、救護措置及び救急法による応急措置に関すること
  - (2) 従業員の不用な放射線被ばくを受けないような退避等の措置に関すること
  - (3) 故障箇所に伴う運転停止等の二次的被害への拡大防止の措置に関すること
  - (4) 放射性物質等の汚染の拡大防止、従業員の汚染検査等の措置に関すること
  - (5) 放射性物質等の漏えい防止及び放出停止の措置に関すること
  - (6) 盗取又は所在不明の放射性物質の種類及び量の把握に関すること
  - (7) 妨害破壊行為に係る警察への通報連絡及び状況監視に関すること

- (8) 火災時の初期消火、爆発時の避難、危険物や毒劇物漏えいの防止及び中和措置に関すること
- (9) 地域環境への影響の防止及び影響拡大の防止に関すること
- (10) その他必要な事項に関すること

(災害発生時の初期対応)

第14条 所長は、自治体の災害対策本部及び機構外の原子力事業者からの指示や要請に応じて、図-3に基づき次の事項について対応する。

- (1) 緊急モニタリングの実施と結果の通報連絡に関すること
- (2) 関係自治体の災害対策本部及び機構外の原子力事業者への職員等の派遣に関すること
- (3) 関係自治体が行う広報活動への災害情報や説明資料・広報素材等の提供に関すること
- (4) その他の指示・要請事項に関すること

2 所長は、前項の対応を行った場合には、その旨を機構対策本部長に報告する。

## 第2章 現地対策本部の設置

(現地対策本部の設置)

第15条 所長は、次の連絡を受けた場合は、直ちに現地対策本部の設置を宣言し、現地対策本部構成員を招集する。

- (1) センターにおける事故又は災害発生連絡
- (2) 自治体からの災害布告の通報連絡
- (3) 機構外の原子力事業者からの事故又は災害発生連絡

2 総務・共生課は、現地対策本部を設置した旨をセンター内従業員へ周知する。

(被災時における現地対策本部設置の特例)

第16条 所長は、土岐地球年代学研究所及び瑞浪地科学研究館が被災し、現地対策本部が設置できず、現地対策本部としての機能が果たせないと判断した場合は、その旨を機構対策本部長へ報告する。

2 所長は、機構対策本部長より近傍の他事業所に現地対策本部を設置する旨の指示を受けた場合は、近傍の他事業所の長に対して仮の現地対策本部の設置と機能の代行を要請するとともに、必要な現地対策本部の構成員をその事業所へ移動させる。なお、仮の現地対策本部の設置期間は、センターの現地対策本部が他の事業所へ移動し機能を開始するまでとする。

3 所長は、センターに現地対策本部を設置できると判断するまでの間、前項の事業所に移動して本部長として対応する。

4 所長は、センターに現地対策本部を設置できると判断した場合には、第2項の事業所からセンターへ現地対策本部の構成員を移動させる。

5 現地対策本部の総務班は、第1項から第4項の情報をセンター内従業員へ周知するとともに、機構対策本部へ連絡する。



- 6 所長は、機構対策本部長より近傍の事業所が被災し、当該被災事業所に現地対策本部が設置できず、仮の現地対策本部をセンターに設置するように指示を受けた場合には、仮の現地対策本部の設置を宣言し、現地対策本部の構成員を招集するとともに、被災元事業所の現地対策本部の構成員受入や情報収集等の災害対応を代行する。
- 7 所長は、近傍の被災事業所の長により仮の現地対策本部の設置と機能の代行に係る要請を受けた場合には、前項と同様の措置を行うとともに、被災事業所の現地対策本部の対応に協力する。
- 8 所長は、被災事業所の現地対策本部が設置された時点で、被災事業所の現地対策本部長と協議しながら仮の現地対策本部を縮小・解散する。
- 9 仮の現地対策本部の総務班は、第7項と第8項の情報をセンター内従業員へ周知するとともに、機構対策本部へ連絡する。
- 10 所長は、理事長より機構本部が被災し機構本部内に機構対策本部が設置できない旨の連絡と、順位に応じた仮の現地対策本部の設置の指示を受けた場合には、仮の現地対策本部の設置を宣言し、現地対策本部の構成員を招集するとともに、機構対策本部の構成員受入のほか、機構対策本部の任務を代行する。なお、仮の現地対策本部の設置期間は、機構対策本部が設置できるまでとする。
- 11 所長は、理事長からの仮の現地対策本部設置指示に対し、センターに仮の現地対策本部の設置ができない場合には、その旨を理事長へ報告する。
- 12 所長は、機構対策本部が設置された時点で、機構対策本部長と協議しながら仮の現地対策本部を縮小・解散する。
- 13 仮の現地対策本部の総務班は、これらの情報をセンター内従業員へ周知するとともに、安全・核セキュリティ統括本部安全管理へ連絡する。

(事故又は災害対応)

第17条 総務班は、次の(1)～(8)の対応を行う。

- (1) 現場対応班から見学者、訪問者等の避難誘導を引き継いで状況の説明を行う。
- (2) 避難誘導、警備等の対応状況から要求事項を整理する。
- (3) 情報班が集約した情報を構内放送等によりセンター内従業員へ周知する。
- (4) 現場対応班等の協力を得ながら、関係自治体等立入調査や現場視察者等への対応を行う。
- (5) 機構対策本部からの支援要員派遣及び資機材の提供がなされた場合は、その受け入れ対応(支援要員の宿泊等の手配・提供資機材の確認等)を行うほか、必要な作業班への派遣や提供を行う。
- (6) 現地対策本部の設置及び現地対策本部構成員の集合、その他従業員等に対する待機もしくは避難、パソコン、通信機器及びインターネット回線の使用制限等の指示を構内放送等によりセンター内へ周知する。
- (7) 人員点呼の指示を構内放送等によりセンター内へ周知する。また、各課・グループからの報告について、取りまとめを行い、本部長へ報告を行う。

- (8) 本部長が現地対策本部の解散を宣言した場合は、その旨を構内放送等によりセンター内従業員へ周知する。また、機構本部に連絡を行う。
- 2 プレス対応班は、次の(1)～(8)の対応を行う。
- (1) 次の報道機関対応に基づいた情報の公開等を行う。
- イ 公式プレス文の作成に関すること
  - ロ 記者会見または報道機関へのプレス対応文投げ込み等による報道機関へのプレス発表及び質疑応答に関すること
  - ハ 報道機関の取材対応に関すること
  - ニ 広報素材、公開資料等の情報公開に関すること
  - ホ 質疑応答用資料（以下「QA資料」という）の取りまとめに関すること
  - ヘ その他必要な事項に関すること
- (2) プレス発表後に次の地元説明等を行う。
- イ 現地対策本部解散後における地元住民、関係自治体及び関係団体への説明、情報提供及び質疑応答に関すること
  - ロ 情報公開用資料作成に関すること
  - ハ その他必要な事項に関すること
- (3) 事故の場合、報道対応及び情報公開対応の状況から要求事項を整理する。
- (4) 事故の場合、地元住民、関係自治体等への説明等の対応状況から要求事項を整理する。
- (5) 必要に応じ、事故発生連絡票（第1報、続報）の内容について、地元住民や周辺施設等への電話連絡を行う。
- (6) 事故の場合、発災現場を所掌する課・グループと協力し、法令及び協定に定める報告書を作成し、所定の報告先へ報告を行う。
- (7) 災害の場合、関係自治体の災害対策本部が実施した、又はその災害対策本部との調整の範囲で実施した報道対応及び情報公開対応の状況を整理する。
- (8) 災害の場合、関係自治体の災害対策本部が実施した、又はその災害対策本部との調整の範囲で実施した地元住民、関係自治体等への説明等の対応状況を整理する。
- 3 現場支援班は、次の(1)～(5)の対応を行う。
- (1) 現場対応班への協力支援を行うとともに、現場において撮影、聴き取り等の現場情報の収集を行う。
- (2) 現場対応班より収集した情報等を現地対策本部へ報告を行う。詳細な情報伝達の流れを図-7に示す。
- (3) 火災が発生した場合、次の状況を適宜確認する。
- イ 発生場所、被害の範囲・程度の状況に関すること
  - ロ 消火活動、事故の拡大防止措置に関すること
  - ハ 負傷者に係る対応に関すること

- ニ その他必要な状況に関する事
  - (4) 消防機関による消火活動が行われる場合には、消防機関の指揮の下、要請に応じて支援活動を行う。また、鎮火確認時には、必要に応じて立ち合いを行う。
  - (5) 負傷者が発生した際は、現場対応班から負傷者、被ばく者及び汚染者の救護を引き継いで次の活動を行う。
    - イ 救急車の誘導に関する事
    - ロ 負傷箇所の処置、除染等の緊急医療の措置に関する事
    - ハ 地域医療機関への移送に関する事（原則として看護師または班員が付添い、付添人は、負傷者の状況や診断結果を随時、班長へ報告する。）
    - ニ 消防機関による救護活動が行われる場合は、消防機関の指揮の下、要請に応じて支援活動を行う。
    - ホ その他必要な事項に関する事
- 4 安全管理班は、次の（１）～（６）の対応を行う。
- (1) 次の放射線状況等を適宜確認する。
    - イ 発生場所及びその周辺の状況に関する事
    - ロ センター構内及びセンター周辺の放射線状況、環境モニタリングの状況等に関する事
    - ハ その他必要な状況に関する事
  - (2) センター内外の放射線状況等から周辺環境への影響の推定を行い、その結果から一般公衆の放射線被ばく量の推定を行う。
  - (3) 放射線業務従事者の個人被ばく線量計の測定・評価を行う。
  - (4) 復旧作業等に係る放射線管理を行う。
  - (5) 安全関係の手続きが発生した場合は、速やかに対応を行う。
  - (6) 現地対策本部の支援を行う。
- 5 現場対応班（原則として発災現場を所掌する課・グループからなり、当該課長・グループリーダーを班長とする）は、次の（１）～（９）の対応を行う。
- (1) 次の現場状況を適宜確認し、現場支援班へ情報提供を行う。
    - イ 発生場所、被害の範囲・程度の状況に関する事
    - ロ 施設及び設備の運転状況に関する事
    - ハ 原因と思われる事象、事態の推移、執りつつある措置の状況に関する事
    - ニ 負傷者及び被ばく者の有無と、負傷、被ばく等の状況に関する事
    - ホ その他必要な状況に関する事
  - (2) 第13条第6項の初期対応活動の状況を確認してその活動を継続する。
  - (3) 発災現場近くに発災現場指揮所を設置し、事故又は災害等への対応、公設消防、警察等への対応を行う。
  - (4) 現場状況を把握した上で、次の事故の拡大防止や二次的被害防止を行う。
    - イ 事故の場合、拡大防止措置の実施に関する事

- ロ 災害の場合、施設及び設備の健全性等の状態把握に関すること
  - ハ 施設及び設備の健全性等の状態把握に関すること
  - ニ 施設の故障の程度及びその可能性の評価に関すること
  - ホ 排水等の環境状況又は放射性物質等の放射線状況及びそれらの影響範囲の把握に関すること
  - ヘ 事故の原因調査及び現場復旧にあたっての二次的被害防止措置の実施に関すること
  - ト その他必要な事項に関すること
- (5) 確認した現場状況から次の事態の拡大性を分析する。
- イ 施設及び設備の故障並びに事態の拡大の程度の定量的な推定に関すること
  - ロ 施設外へ放出される放射性物質等による環境影響の予測に関すること
  - ハ 危険物及び毒劇物漏えいによる環境影響の調査に関すること
  - ニ その他必要な事項に関すること
- (6) 次の事故処理及び現場復旧を行う。
- イ 現場の片づけ、除染等の事故処理に関すること
  - ロ 原因の除去、拡大防止等の応急措置の改修等の現場復旧に関すること
  - ハ 現場の復旧計画の作成及び実施に関すること
  - ニ その他必要な事項に関すること
- (7) 安全管理班に協力して復旧作業の放射線管理を行う。
- (8) 現場復旧と前後して次の原因調査及び再発防止対策を行う。
- イ 要因の分析整理、発生過程の特定等の原因調査に関すること
  - ロ 再発防止対策の立案及び実施に関すること
  - ハ 対応上の知見の整理に関すること
  - ニ その他必要な事項に関すること
- (9) プレス対応班への協力として、QA 資料における技術面に関する回答 (A)、説明資料及び現場状況図面等の作成を行う。
- 6 情報班は、次の (1) ~ (14) の対応を行う。
- (1) 連絡責任者からの第 1 報及び続報 (事故発生連絡票) の内容の引き継ぎ、事故発生連絡票 (続報) の作成、その情報の本部長への報告及び現地対策本部内への周知に関すること
  - (2) 事故発生連絡票に添付する図面等の作成に関すること
  - (3) 機構外 (自治体、他組織の原子力施設等) で発生した事故又は災害に関する自治体等外部からの通報連絡等に関する本部長への報告及び現地対策本部内への周知に関すること
  - (4) 事故情報全般の集約・整理に関すること (現地対策本部の情報集約、各作業班からの情報集約、関係機関や機構本部に係わる情報集約)
  - (5) 情報の通報、連絡及び調整に関すること (現地対策本部内、関係機関、機構対策本部、機構支援本部及び東京支援本部への情報伝達)

- (6) 現地対策本部における時系列の記録及び整理に関すること
- (7) 機構本部からの質問に関する回答情報等の整理に関すること
- (8) 現地対策本部から関係機関等への事故情報の FAX 送信に関すること（電話による情報連絡、一斉同報以外の FAX 送信及び電子データの送信も含む）
- (9) 事故発生連絡票の各報について、一斉同報 FAX 送信終了後、必要部数を印刷し、関係者（本部長、本部長スタッフ及び各班長等）へ配布に関すること
- (10) 集約した情報の通報連絡様式の作成に関すること
- (11) 事故の場合は、監督官庁への状況説明に関すること
- (12) 外部からの問い合わせに係る電話対応に関すること
- (13) 外部からの問い合わせに対する質問の回答作成に関すること
- (14) その他必要な事項に関すること

7 各作業班長は、事故又は災害が発生した場合、各班の情報を集約し、適宜、本部長へ連絡する。

8 各課長・グループリーダー及びプレス対応班は、法令及び協定に定める報告を作成し、次の責任の下に決裁を行い、所定の報告先へ報告する。

イ 鉱山保安法に定める報告の決裁者は、鉱業代理人とする。

ロ 原子炉等規制法及び放射性同位元素等の規制に関する法律に定める報告の決裁者は、理事長とする。

ハ 前号イ、ロ以外の法令及び協定に定める報告の決裁者は、所長とする。

9 本部長は、事故又は災害対応が長期化する場合又は、対応人員が不足する場合には、センター総動員体制を発動して、既存の作業班に所属していないセンター内従業員を動員し、必要な対応を行う。

10 本部長は、その他必要な対応が生じた場合には、既存の作業班にその対応業務を付与するか、新たな作業班を組織する。

イ 前項の班は、与えられた業務に対応する。

### 第3章 支援本部の設置と支援対応

#### (支援本部の設置)

第18条 所長は、機構対策本部長より支援本部の設置の指示を受けた場合は、直ちに支援本部の設置を宣言し、支援本部の構成員を招集する。

2 総務・共生課は、支援本部を設置した旨をセンター内従業員へ周知するとともに、機構対策本部へ連絡する。

#### (事故情報の周知と提供)

第19条 連絡責任者は、支援本部設置前にあつては、図-6に従い、機構対策本部から受けた事故又は災害情報を所長及び各課・グループへ伝達し、必要に応じて、センター内従業員に周知するほか、関係自治体等の関係機関へ情報提供する。支援本

部設置後は、情報班長が事故情報の続報を伝達する。

- 2 連絡責任者又は情報班長は、前項の関係自治体等の関係機関へ情報提供をした場合には、その情報を機構対策本部へ連絡する。
- 3 所長は、支援本部を設置していない場合は、第1項及び第2項と同様の対応を行う。

(支援者派遣と資機材提供)

第20条 支援本部長は、機構対策本部長より支援要員の派遣や資機材の提供の要請指示を受けた場合は、必要な支援要員及び資機材を調整した上で速やかに派遣や提供を行う。

- 2 総務班は、前項の内容を機構対策本部へ連絡するとともに、センター内従業員へ周知する。

#### 第4章 事故終息時の対応

(作業班の解散)

第21条 本部長は、任務を終了した作業班については適宜解散を連絡する。

- 2 総務班は、前項の作業班を解散した旨を構内放送等によりセンター内従業員へ周知するとともに、機構対策本部へ連絡する。

(現地対策本部の解散)

第22条 本部長は、原因究明、復旧対策等について通常の業務体制によって対応できると認めたときに、現地対策本部の解散を宣言し、現地対策本部の構成員を職場へ戻す。

- 2 総務班は、現地対策本部を解散した旨を構内放送等によりセンター内従業員へ周知するとともに、機構対策本部又は安全・核セキュリティ統括本部安全管理部へ連絡する。

(支援本部の解散)

第23条 支援本部長は、機構対策本部長の解散指示により、支援本部の解散を宣言し、支援本部の構成員を職場へ戻す。

- 2 総務班は、支援本部を解散した旨を構内放送等によりセンター内従業員へ周知するとともに、機構対策本部へ連絡する。

#### 第5章 事故教訓の反映

(安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長への報告)

第24条 所長は、事故又は災害の再発防止を図るために、事故又は災害の概要、復旧・処置状況、原因及び再発防止対策、事故又は災害対応により得られた知見等を整理して安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長（以下「安全管理部長」）に報告する。

(同種の事故又は災害の発生防止措置)

第25条 所長は、前条の報告内容に基づき、同種の事故又は災害の発生を防止するための措置を行う。

2 所長は、安全管理部長から周知を受けた他事業所で発生した事故又は災害で得られた知見等に基づき、同種の事故又は災害の発生を防止するための措置を行う。

附 則（平成 17 年 10 月 1 日 17 濃（規則）第 18 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 14 日 17 濃（規則）第 21 号）

この規則は、平成 17 年 11 月 14 日より施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 13 日 18 濃（規則）第 8 号）

この規則は、平成 19 年 3 月 13 日より施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 9 日 20 濃（規則）第 3 号）

この規則は、平成 20 年 6 月 9 日より施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 1 日 22 濃（規則）第 6 号）

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日より施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日 26 濃（規則）第 27 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 1 日 26 濃（規則）第 47 号）

この規則は、平成 26 年 11 月 1 日より施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 26 濃（規則）第 13 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 1 日 27 濃（規則）第 18 号）

この規則は、平成 27 年 12 月 1 日より施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日 28 濃（規則）第 19 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 13 日 29 濃（規則）第 3 号）

この規則は、平成 29 年 12 月 13 日より施行する。

附 則（平成30年9月28日 30 濃（規則）第 3 号）

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年3月28日 30 濃（規則）第10号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年9月17日 令01 濃（規則）第 5 号）

この規則は、令和元年 9 月 20 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日 令02濃（規則）第 7 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 11 日 令02濃（規則）第 10 号）

この規則は、令和 2 年 5 月 11 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 23 日 令02濃（規則）第 20 号）

この規則は、令和 2 年 10 月 23 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 25 日 令02濃（規則）第 22 号）

この規則は、令和 3 年 2 月 25 日から施行する。

附 則（令和3年8月5日 令03濃（規則）第2号）  
この規則は、令和3年8月6日から施行する。

附 則（令和4年1月13日 令03濃（規則）第8号）  
この規則は、令和4年1月17日から施行する。

附 則（令和4年3月28日 令03濃（規則）第13号）  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日 令04濃（規則）第15号）  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。



表-1 鉾山施設・研究施設等一覧（事故・災害共通）

施設名称		
鉾山施設	東濃鉾山倉庫、鉾山事務所、倉庫内管理区域、その他附属施設	
研究施設等	土岐地球年代学研究所構内	総合管理棟、研究棟、車庫、加速器棟、厚生施設棟、岩芯倉庫、鉾石標本室、機器分析棟、鉾石保管施設、その他附属施設
	正馬様用地内	岩芯倉庫、試錐倉庫、その他附属施設
	東濃鉾山構内	鉾石保管庫
	地層科学研究に係わる作業現場	
	瑞浪地科学研究館	
	その他	

注) 本表の名称変更等の軽微な変更については、その都度差し替える。

表-2 関係法令等一覧（事故・災害共通）

施設名称		主な関係法令等
鉦山施設	東濃鉦山倉庫、鉦山事務所、倉庫内管理区域、その他附属施設	・鉦山保安法
研究施設等	総合管理棟、研究棟、車庫、厚生施設棟、岩芯倉庫、その他附属施設	・労働安全衛生法 ・労働安全衛生法施行規則
	土岐地球年代学研究所構内 加速器棟、機器分析棟	・放射性同位元素等の規制に関する法律 ・放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則
	鉦石標本室、鉦石保管施設	・原子炉等規制法 ・核原料物質の使用に関する規則
	正馬様用地内 岩芯倉庫、試錐倉庫、その他附属施設	・労働安全衛生法 ・労働安全衛生法施行規則
	東濃鉦山構内 鉦石保管庫	・原子炉等規制法 ・核原料物質の使用に関する規則
	瑞浪地科学研究館	・労働安全衛生法 ・労働安全衛生法施行規則
	地層科学研究に係わる作業現場、その他	・労働安全衛生法 ・労働安全衛生法施行規則

注1 水質汚濁防止法等とは、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、大気汚染防止法、廃棄物処理法ほか環境保全に関する法令および条例等、「瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定書」等の協定をいう。

注2 本表の名称変更等の軽微な変更については、その都度差し替える。

表 3-1 事故の種類ごとの内容（事故の場合）

表 3-1-1 人の障害（労働災害）

法律名	事 故 の 内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱山保安法</li> </ul>	(法令報告) ・ 死者又は 4 週間以上の休業見込みの負傷者が生じた災害 ・ 3 日以上 of 休業見込みの負傷者が同時に 5 人以上生じた災害
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉等規制法</li> <li>・ 核原料物質の使用に関する規則</li> </ul>	(法令報告) ・ 核原料物質の使用施設に関し、人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く）が発生し、又は発生するおそれがあるとき
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線障害防止法</li> <li>・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則</li> </ul>	(法令報告) ・ 放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき ・ 放射性同位元素の運搬に関し、人の障害（放射線障害以外による障害であって軽微なものを除く）が発生し、又は発生するおそれがあるとき
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気事業法</li> </ul>	(法令報告) ・ 感電死傷事故が発生したとき ・ 電気工作物の欠陥、損傷若しくは破損、又は電気工作物を操作することにより人を死傷させた事故が発生したとき（電気火災事故を除く）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働安全衛生法</li> <li>・ 労働安全衛生法施行規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者が労働災害その他就業中、又は事業場若しくはその附属建物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業（4 日以上）したとき</li> <li>・ 電離則第 44 条第 1 項（*）の診察の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者があるとき</li> </ul> （*）事業者が次の各号のいずれかに該当する労働者に、速やかに医師の診察又は処置を受けさせなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 第 42 条第 1 項各号のいずれかに該当する事故が発生したとき同項の区域内にいた者</li> <li>2) 第 4 条又は第 5 条第 1 項に規定する限度を超えて実効線量当量又は組織線量当量を受けた者</li> <li>3) 放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき</li> <li>4) 洗身等により汚染を別表に掲げる限度の 10 分の 1 以下にすることができない者</li> <li>5) 傷創部が汚染した者</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者が酸素欠乏症等にかかったとき</li> </ul>

注）本表の名称変更等の軽微な変更については、その都度差し替える。

表 3-1-2 予期しない放射線被ばく

法律名	事故の内容																											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱山保安法</li> </ul>	(法令報告) ・ 放射線障害が発生し又は発生のおそれがあるとき																											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉等規制法</li> <li>・ 核原料物質の使用に関する規則</li> </ul>	(法令報告) ・ 放射線業務従事者について、規則第2条5項(下表)の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき <table border="1" data-bbox="432 477 1430 801"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象者</th> <th colspan="2">実効線量</th> <th colspan="3">等価線量</th> </tr> <tr> <th></th> <th>女子<sup>注1</sup></th> <th>眼の水晶体</th> <th>皮膚</th> <th>妊娠中の女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線業務従事者</td> <td>100 mSv/5年(4月1日を始期とする1年間につき50 mSv)</td> <td>5 mSv/3月(1 mSv/出産までの期間)<sup>注2</sup></td> <td>100 mSv/5年(4月1日を始期とする1年間につき50 mSv)</td> <td>500 mSv/年</td> <td>2 mSv/出産までの期間<sup>注3</sup></td> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td colspan="2">1 mSv/年</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (軽微事象報告) ・ 放射性同位元素等の使用又はその取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5mSv、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5mSvを超えないとき (機器の故障等の復旧又は修理における作業は、管理された状態での作業であり、この場合の被ばくは、「予定外の被ばく」でなく、軽微事象にあたらぬ)					対象者	実効線量		等価線量				女子 <sup>注1</sup>	眼の水晶体	皮膚	妊娠中の女子の腹部表面	放射線業務従事者	100 mSv/5年(4月1日を始期とする1年間につき50 mSv)	5 mSv/3月(1 mSv/出産までの期間) <sup>注2</sup>	100 mSv/5年(4月1日を始期とする1年間につき50 mSv)	500 mSv/年	2 mSv/出産までの期間 <sup>注3</sup>	一時立入者	1 mSv/年				
対象者	実効線量		等価線量																									
		女子 <sup>注1</sup>	眼の水晶体	皮膚	妊娠中の女子の腹部表面																							
放射線業務従事者	100 mSv/5年(4月1日を始期とする1年間につき50 mSv)	5 mSv/3月(1 mSv/出産までの期間) <sup>注2</sup>	100 mSv/5年(4月1日を始期とする1年間につき50 mSv)	500 mSv/年	2 mSv/出産までの期間 <sup>注3</sup>																							
一時立入者	1 mSv/年																											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性同位元素等の規制に関する法律</li> <li>・ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則</li> </ul>	(法令報告) ・ 放射線業務従事者について、原子力規制委員会が定める線量限度(下表)を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき <table border="1" data-bbox="432 1205 1430 1529"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象者</th> <th colspan="2">実効線量</th> <th colspan="3">等価線量</th> </tr> <tr> <th></th> <th>女子<sup>注1</sup></th> <th>眼の水晶体</th> <th>皮膚</th> <th>妊娠中の女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線業務従事者</td> <td>100 mSv/5年(4月1日を始期とする1年間につき50 mSv)</td> <td>5 mSv/3月(1 mSv/出産までの期間)<sup>注2</sup></td> <td>100 mSv/5年(4月1日を始期とする1年間につき50 mSv)</td> <td>500 mSv/年</td> <td>2 mSv/出産までの期間<sup>注3</sup></td> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td colspan="2">1 mSv/年</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・ 放射性同位元素等の使用又はその取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5mSv、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5mSvを超え、又は超える恐れのあるとき (軽微事象報告) ・ 放射性同位元素等の使用、又はその取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5mSv、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5mSvを超えないとき (機器の故障等の復旧又は修理における作業は、管理された状態での作業であり、この場合の被ばくは「予定外の被ばく」でなく、軽微事象にあたらぬ)					対象者	実効線量		等価線量				女子 <sup>注1</sup>	眼の水晶体	皮膚	妊娠中の女子の腹部表面	放射線業務従事者	100 mSv/5年(4月1日を始期とする1年間につき50 mSv)	5 mSv/3月(1 mSv/出産までの期間) <sup>注2</sup>	100 mSv/5年(4月1日を始期とする1年間につき50 mSv)	500 mSv/年	2 mSv/出産までの期間 <sup>注3</sup>	一時立入者	1 mSv/年				
対象者	実効線量		等価線量																									
		女子 <sup>注1</sup>	眼の水晶体	皮膚	妊娠中の女子の腹部表面																							
放射線業務従事者	100 mSv/5年(4月1日を始期とする1年間につき50 mSv)	5 mSv/3月(1 mSv/出産までの期間) <sup>注2</sup>	100 mSv/5年(4月1日を始期とする1年間につき50 mSv)	500 mSv/年	2 mSv/出産までの期間 <sup>注3</sup>																							
一時立入者	1 mSv/年																											

注) 本表の名称変更等の軽微な変更については、その都度差し替える。

表 3-1-3 鉱山施設及び研究施設等の故障

法律名	事故の内容
・ 鉱山保安法	(法令報告) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱業廃棄物の埋立場に係る事故が発生したとき</li> <li>・ 捨石集積場に係る事故が発生したとき</li> <li>・ 鉱山から排水基準に適合しない廃水を排出したとき、廃水が地下に浸透したとき、若しくは油の排出により鉱害が発生したとき</li> <li>・ 毒物及び劇物等が飛散し、漏れ、流れ出し、しみ出し、又は地下にしみ込んだ場合において、毒物及び劇物等による鉱害が発生したとき</li> </ul>
・ 原子炉等規制法	(法令報告) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力施設（*1）の故障〔加工等（*2）に及ぼす支障が軽微なものを除く〕があったとき</li> <li>（*2）使用施設等、核原料物質使用施設</li> <li>（*2）核原料物質の使用、放射線しゃへいの機能</li> </ul>

注) 本表の名称変更等の軽微な変更については、その都度差し替える。

表 3-1-4 (1) 鉱山施設及び研究施設等内の予期しない放射性物質等の漏えい  
(2) 鉱山施設及び研究施設等外への予期しない放射性物質等の漏えい又は放出

法律名	事故の内容
・ 鉱山保安法	(法令報告) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 核原料物質又は核燃料物質によって汚染された物が異常に漏えいしたとき</li> </ul>
・ 原子炉等規制法 ・ 核原料物質の使用に関する規則	(法令報告) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 核原料物質又は核燃料物質によって汚染された物が異常に漏えいしたとき</li> </ul>
・ 放射線障害防止法 ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(法令報告) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性同位元素等が、管理区域外で漏えいしたとき</li> <li>・ 放射性同位元素等が、管理区域内で漏えいしたとき（気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空气中放射性物質濃度限度を超えるおそれがないときを除く）</li> </ul>

注) 本表の名称変更等の軽微な変更については、その都度差し替える。

表 3-1-5 (1)放射性物質等の運搬中の事故 (センター内及びセンター外)  
 (2)放射性物質の盗取又は所在不明

法律名	事 故 の 内 容
・ 鉱山保安法	(法令報告) ・ 核原料物質又は核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき
・ 原子炉等規制法 ・ 核原料物質の使用に関する規則	(法令報告) ・ 核原料物質の盗取又は所在不明が生じたとき
・ 放射線障害防止法 ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(法令報告) ・ 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が生じたとき

注) 本表の名称変更等の軽微な変更については、その都度差し替える。

表 3-1-6 火災など各種法令に定める事故及び環境に影響を与える事態

法律名	事 故 の 内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱山保安法</li> </ul>	<p>(法令報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災、ガス若しくは炭じんの爆発、ガス突出、山はね、自然発火、又は有害ガスの湧出による災害が発生したとき</li> <li>・ 水害、風害、雪害、震災その他の自然災害が発生したとき</li> <li>・ 鉱業廃棄物の埋立場に係る事故が発生したとき</li> <li>・ 捨石集積場に係る事故が発生したとき</li> <li>・ 鉱山から排水基準に適合しない廃水を排出したとき、廃水が地下に浸透したとき、又は油の排出により鉱害が発生したとき</li> <li>・ 毒物及び劇物等が飛散し、漏れ、流れ出し、しみだし、又は地下にしみ込んだ場合において、毒物及び劇物等による鉱害が発生したとき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気事業法</li> <li>・ 電気事業法施行規則</li> </ul>	<p>(法令報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気火災事故が発生したとき</li> <li>・ 電気工作物の工事中に発生した重大事故又は社会的影響を及ぼした事故であつて経済産業大臣が指定するもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働安全衛生法</li> <li>・ 労働安全衛生規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業場又はその附属建物内で火災、又は爆発の事故が発生したとき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物の貯蔵所又は取扱所において、危険物の流出その他事故が発生したとき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス保安法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有し又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒劇物取締法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上に危害が生じるおそれのあるとき</li> <li>・ 取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい又は紛失したとき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、その他環境保全に関する法令、「瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定書」等の協定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全に関する法令基準、環境保全協定等（自主的に定めた管理目標を含む）に定める基準を超えたとき</li> <li>・ 地域環境に影響を及ぼす事態が発生したとき</li> </ul>

注) 本表の名称変更等の軽微な変更については、その都度差し替える。

表 3-2 災害の種類ごとの内容（災害の場合）  
 （表中の表現は法令用語及び地域防災計画の文章を参照）

表 3-2-1 (1) 鉱山施設及び研究施設等内の予期しない放射性物質等の漏えい  
 (2) 鉱山施設及び研究施設等外への予期しない放射性物質等の漏えい又は放出

法律名	事 故 の 内 容
・ 鉱山保安法	(法令報告) ・ 核原料物質（災害の場合）又は核燃料物質によって汚染された物が異常に漏えいしたとき
・ 原子炉等規制法 ・ 核原料物質の使用に関する規則	(法令報告) ・ 核原料物質（災害の場合）又は核燃料物質によって汚染された物が異常に漏えいしたとき
・ 放射線障害防止法 ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	(法令報告) ・ 管理区域外への放射線の異常な漏えいがあったとき （管理区域外の場所において1センチメートル線量当量が1週間につき300マイクロシーベルトを超える漏えいがある場合。線源の除去や遮へいの強化等の速やかな改善措置を講じ、おそれが除かれる場合を除く）

注) 本表の名称変更等の軽微な変更については、その都度差し替える。

表 3-2-2 異常な自然現象

[岐阜県地域防災計画（一般対策計画）より県防災対策本部の設置基準]

県災害対策本部の設置基準（抜粋）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法の規定により県災害対策本部を設置する</li> <li>・ 県災害対策本部設置基準は、次のとおりとする</li> <li>○ 災害が発生し、県内の広範囲にわたって大規模な被害又は局地的に甚大な被害（※）が予想されるとき（※）局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生したとき</li> <li>○ 災害救助法を適用する災害が発生したとき</li> <li>○ 県知事が必要と認めたとき</li> </ul>

注) 本表の名称変更等の軽微な変更については、その都度差し替える。



表 3-2-3 武力攻撃事態及び緊急対処事態の概要

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 (事態対処法第2条第2項)
武力攻撃予測事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 (事態対処法第2条第3項)</li> </ul>
武力攻撃予測事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 (事態対処法第2条第3項)</li> </ul>
武力攻撃災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 (国民保護法第2条第4項)</li> </ul>
緊急対処事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第25条第1項抜粋)</li> </ul>

注) 本表の名称変更等の軽微な変更については、その都度差し替える。

表-4 現地対策本部の構成及び任務（事故・災害共通）

現地対策本部構成	主な任務の概要
本部長	本部の総括・報告等の承認等
本部長スタッフ (本部長代理者、情報専任者、 情報専任代理者、放射線取扱主任者、 安全管理者、衛生管理者)	<p>【本部長スタッフ役割】 本部長の補佐及び本部長に支障がある場合の職務の代理 事故対応への進言等</p> <p>【情報専任者役割】 機構対策本部等との進行役（TV 会議対応役）</p>
総務班	現地対策本部の事務、見学者・職員等の避難誘導と説明、事故情報のセンター内周知、現地対策本部員の招集、センター及び鉱山内の警備、支援要員等の受入対応、関係自治体等の立入調査・現場視察等対応
プレス対応班	事故又は災害情報の報道、事故情報の公開、QA 対応、問い合わせ窓口、地元住民・関係自治体・関係団体への状況説明、QA 資料の取りまとめ、情報公開資料の作成等
現場支援班	現場対応班への協力支援、現場での情報収集、センター内の消防活動、負傷者の応急処置等、収集した情報等を現地対策本部へ報告
安全管理班	放射線・被ばく情報の把握、環境測定、現地対策本部支援、安全関係手続等
現場対応班	現場支援班への情報提供、現場状況の把握、対応策の管理、対応策の実施、施設保全・維持、発災現場での発災現場指揮所設置、消防署・警察等の対応、QA 資料作成に係る回答の作成、説明資料作成、現場状況図面等の作成等
情報班	事故発生連絡票続報の作成、情報の集約・整理、現場情報（事故情報含む）の集約・整理、時系列の整理・記録、関係機関への通報連絡、事故発生連絡票に添付する図面等の作成、関係機関等への FAX 送信、機構本部等からの質問に係る回答情報等の整理、国・自治体への電子データ送信、外部からの電話対応、外部からの質問回答作成、事故発生連絡票（一斉同報 FAX 送信終了後）の必要部数配布（本部内）

注1) 本表の名称変更等の軽微な変更については、その都度差し替える。

注2) 土岐発災の場合、瑞浪駐在の現場支援班員は、瑞浪用地の保安要員を残して土岐に移動し現地対策本部の構成員として活動することとする。

表-5 支援本部の構成及び任務（事故・災害共通）

構 成	任 務
支援本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援本部内の支援対応の総括</li> <li>・ 機構対策本部又は機構支援本部への対応状況の報告</li> </ul>
支援副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部長の補佐及び本部長に支障がある場合の職務の代理</li> <li>・ 支援対応への進言</li> </ul>
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援本部の事務（本部の設置・運営、本部員の招集）</li> <li>・ 事故情報のセンター内周知（構内放送等による周知）</li> <li>・ 支援要員の指名・派遣対応</li> <li>・ 資機材対応（機構対策本部等への資機材提供）</li> </ul>

注）本表の名称変更等の軽微な変更については、その都度差し替える。

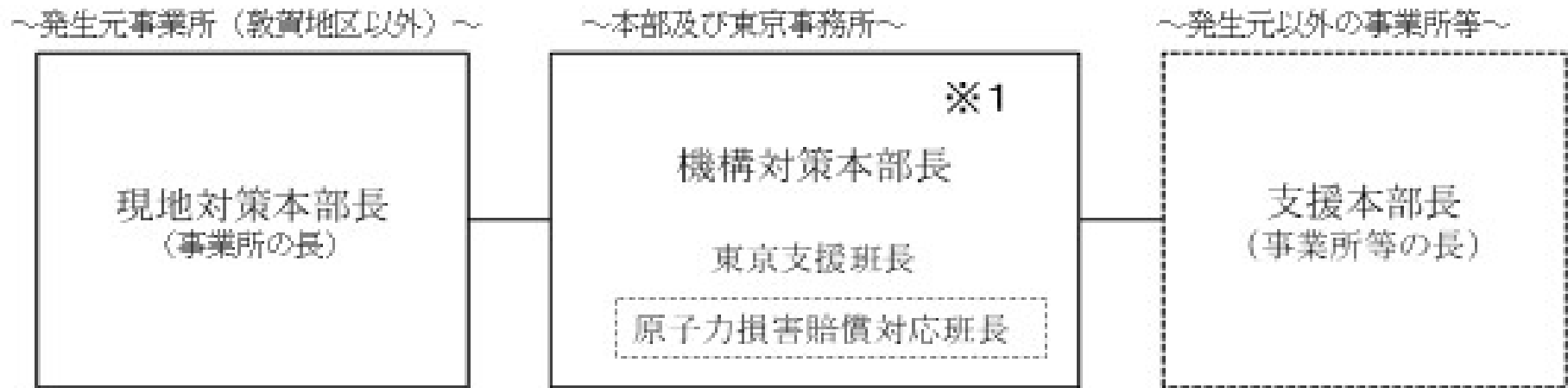
表-6 事故又は災害対応に関する事前措置の分担（事故・災害共通）

No.	事 項	関係課・グループの長
(1)	連絡責任者及びその代理者の指名に関する事	保安・施設管理課
(2)	現地対策本部の組織編成に関する事	保安・施設管理課
(3)	現地対策本部の情報専任者、現場対応班を除く作業班の責任者及び本部構成員の指名に関する事	保安・施設管理課
(4)	現地対策本部長の代理者の指名に関する事	保安・施設管理課
(5)	現地対策本部の情報専任者及び現場対応班を除く作業班の責任者の代理者の指名に関する事	保安・施設管理課
(6)	通報連絡体制及び通信の整備に関する事	保安・施設管理課、各課長・グループリーダー
(7)	現地対策本部等をおく緊急時対策所等の確保に関する事	保安・施設管理課、各課長・グループリーダー
(8)	事故又は災害対応に必要な資機材の整備に関する事	保安・施設管理課、各課長・グループリーダー
(9)	事故又は災害対応の教育及び訓練の実施に関する事	各課長・グループリーダー
(10)	第1報及び続報の様式の整備に関する事	保安・施設管理課
(11)	その他必要な事項に関する事	保安・施設管理課、各課長・グループリーダー

注）本表の名称変更等の軽微な変更については、その都度差し替える。

表-7 時間外に事故又は災害が発生した場合の各構成員集合場所

発災場所等	現地対策本部構成員 集合場所
土岐地球年代学研究所	現地対策本部 (土岐地球年代学研究所第1・第2会議室)
瑞浪地区	現地対策本部 (土岐地球年代学研究所第1・第2会議室)
東濃鉦山	現地対策本部 (土岐地球年代学研究所第1・第2会議室)
地震震度4以上	現地対策本部 土岐駐在者：土岐地球年代学研究所第1・第2会議室 瑞浪駐在者：瑞浪地科学研究館セミナールーム
センター敷地外	現地対策本部 土岐駐在者：土岐地球年代学研究所第1・第2会議室 瑞浪駐在者：瑞浪地科学研究館セミナールーム



【凡例】

- 連絡を受けた後に設置
- 指示を受けた後に設置

(※1) 災害及び社会的影響の大きな事故・故障の場合

機構対策本部長：理事長又はその役員（監事を除く。）のうちから理事長が指名する者

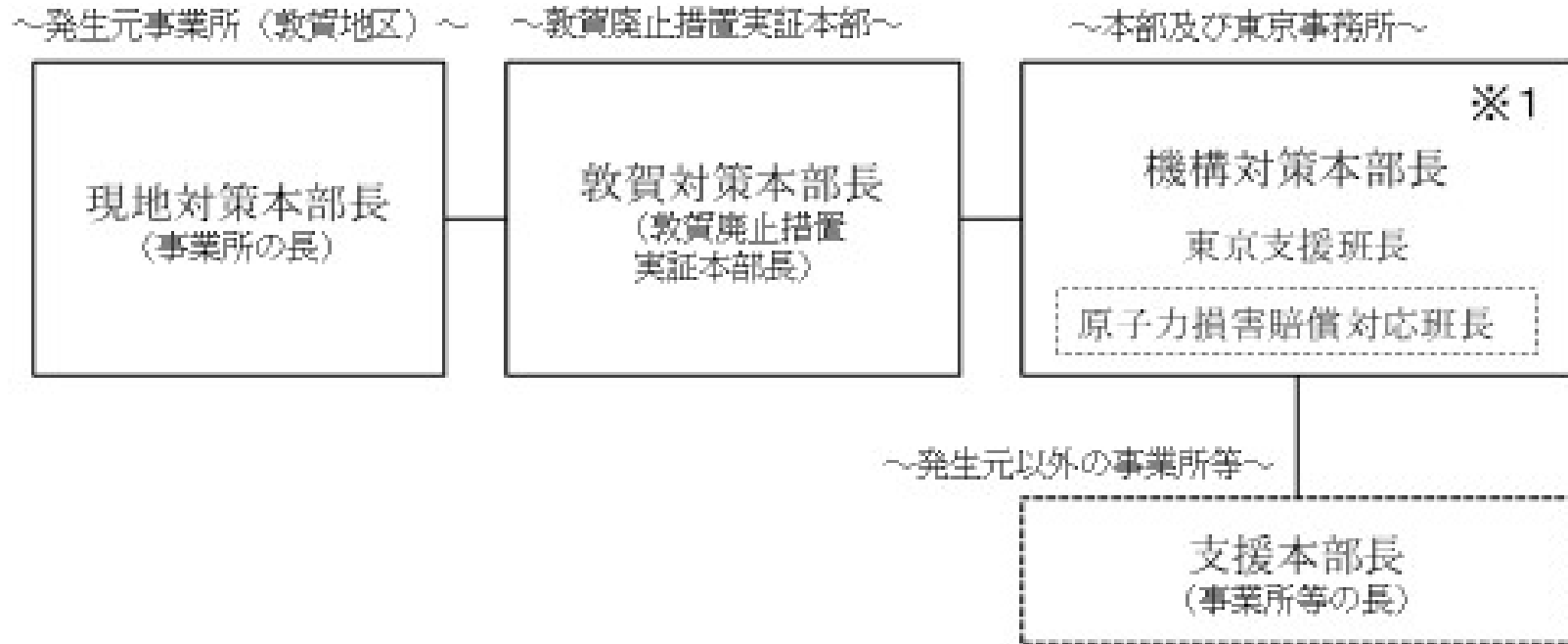
東京支援班長：安全担当理事

上記以外の事象の場合

機構対策本部長：安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長又は安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長が指名する者

東京支援班長：安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長が指名する者

図-1-1 事故・故障又は災害の対応体制（敦賀地区以外）



【凡例】

□ 連絡を受けた後に設置

□ 指示を受けた後に設置

（※1）災害及び社会的影響の大きな事故・故障の場合

機構対策本部長：理事長又はその役員（監事を除く。）のうちから理事長が指名する者

東京支援班長：安全担当理事

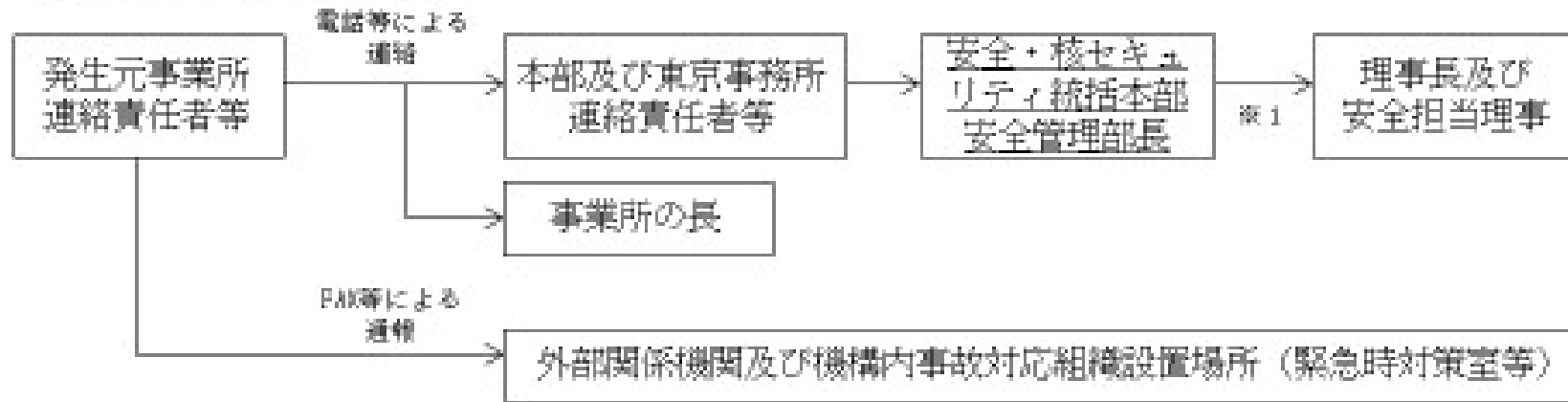
上記以外の事象の場合

機構対策本部長：安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長  
安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長が指名する者

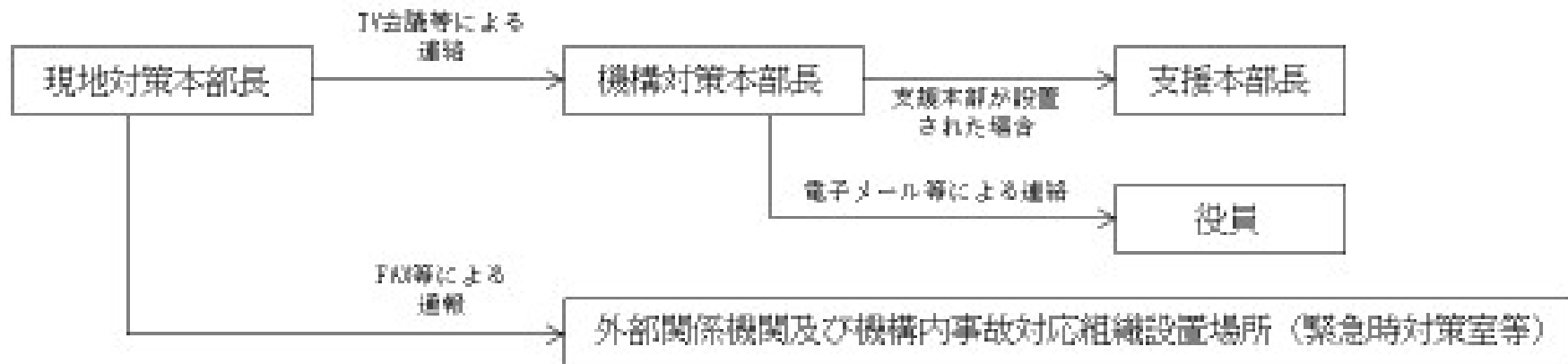
東京支援班長：安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長が指名する者

図-1-2 事故・故障又は災害の対応体制（敦賀地区）

(現地対策本部設置前)



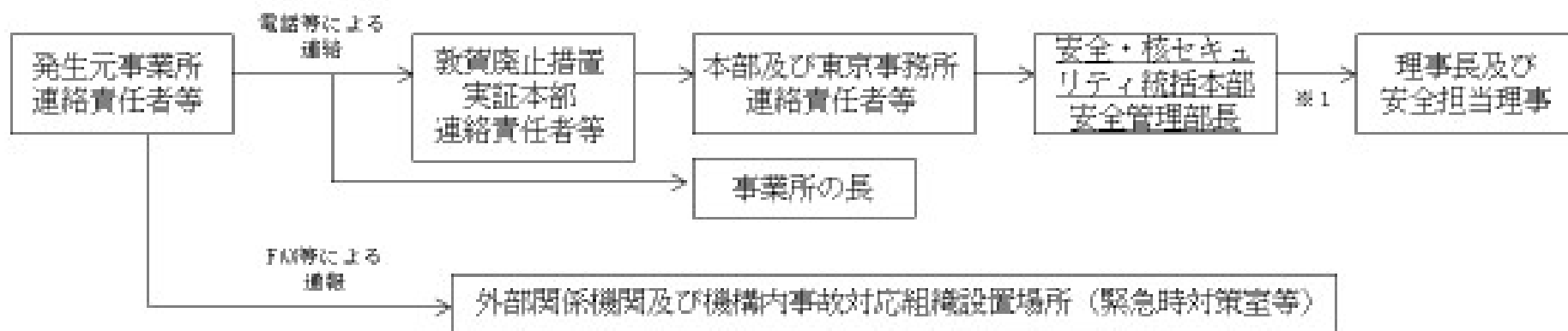
(現地対策本部設置後)



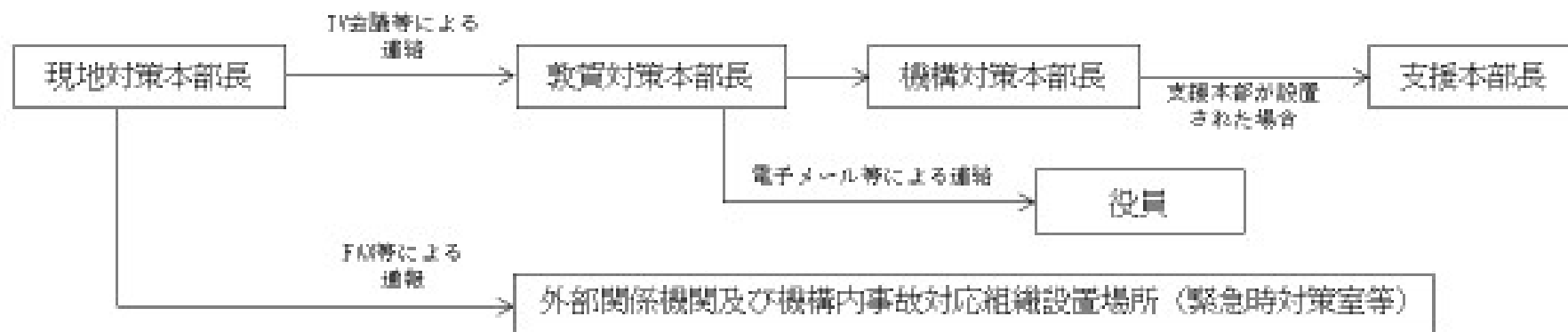
※1 災害又は社会的影響が大きいと考えられる事故・故障の場合

図-2-1 通報・連絡体制 (敦賀地区以外)

(現地対策本部設置前)



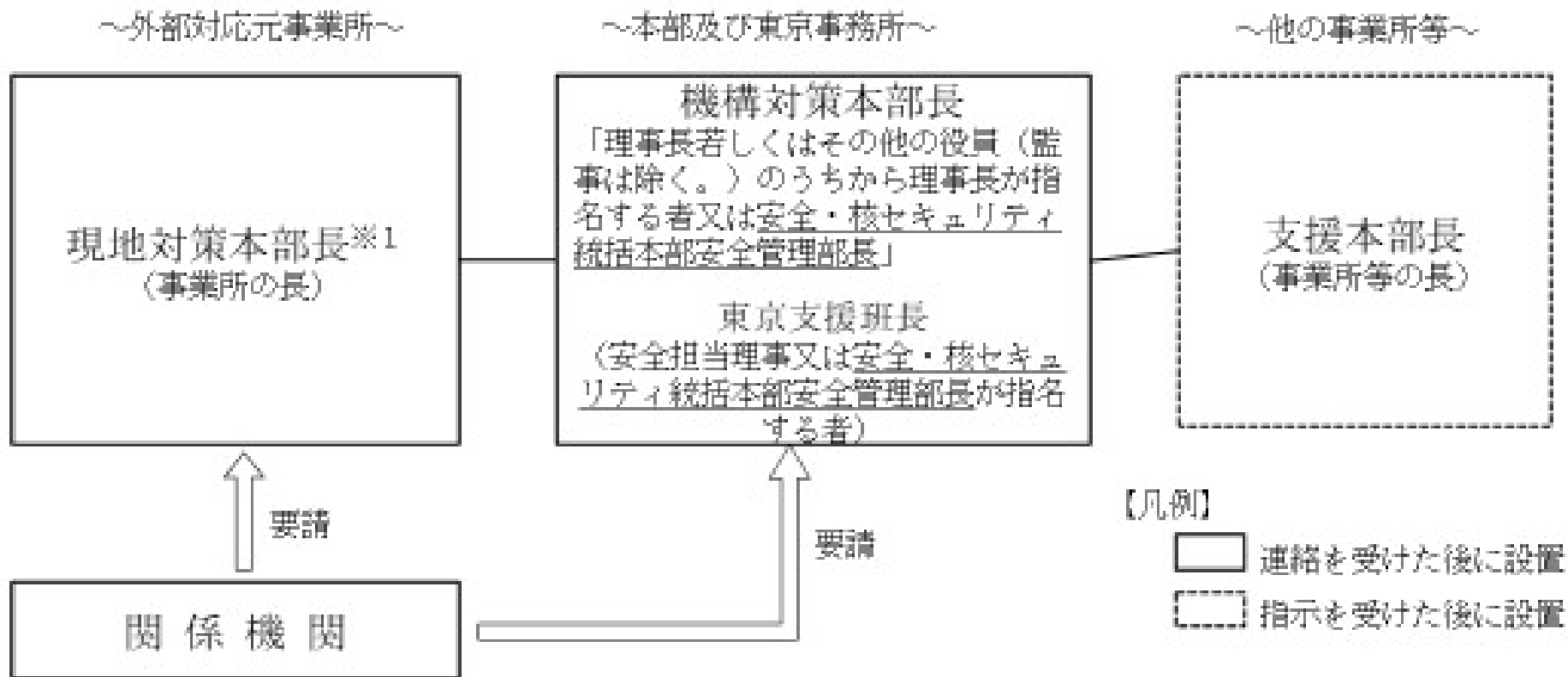
(現地対策本部設置後)



※1 災害又は社会的影響が大きいと考えられる事故・故障の場合

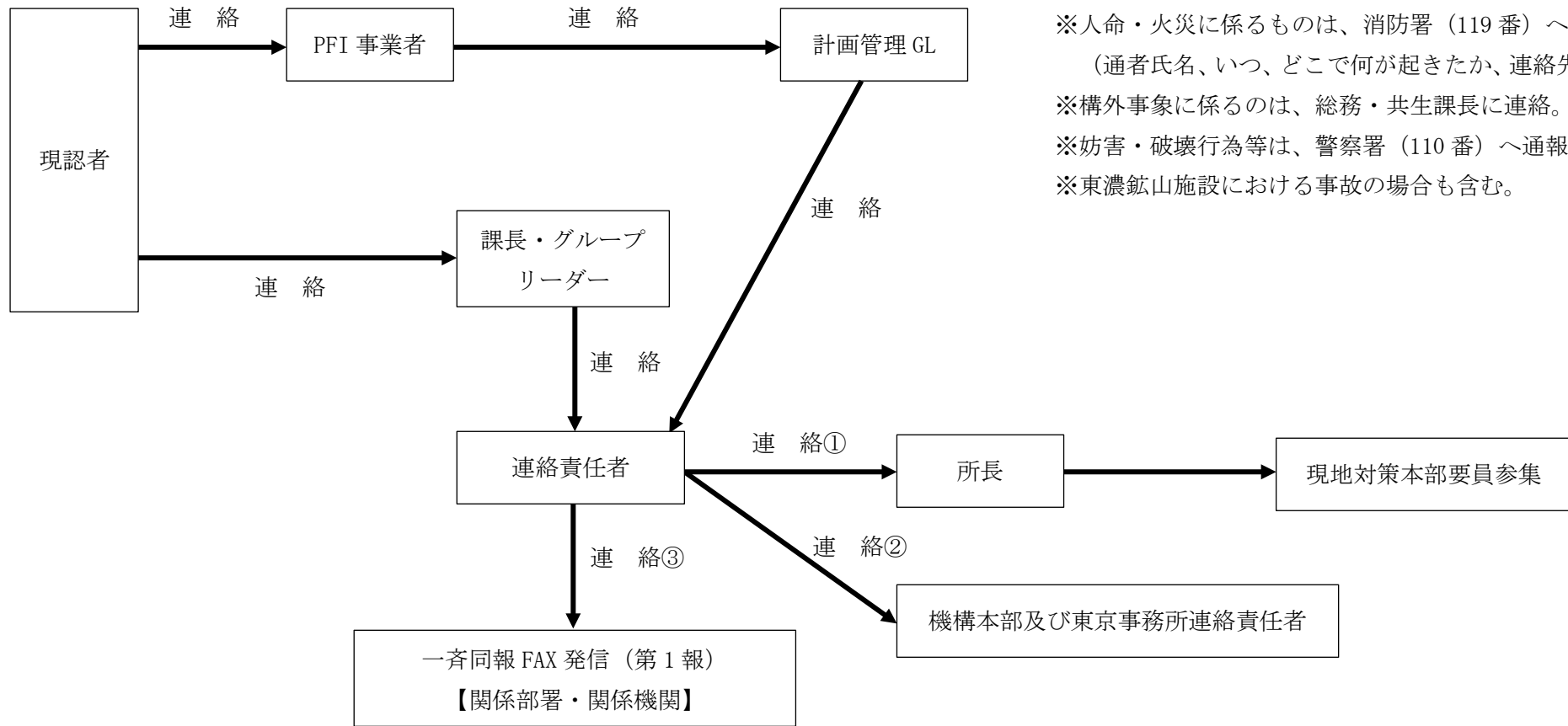
図-2-2 通報・連絡体制(敦賀地区)





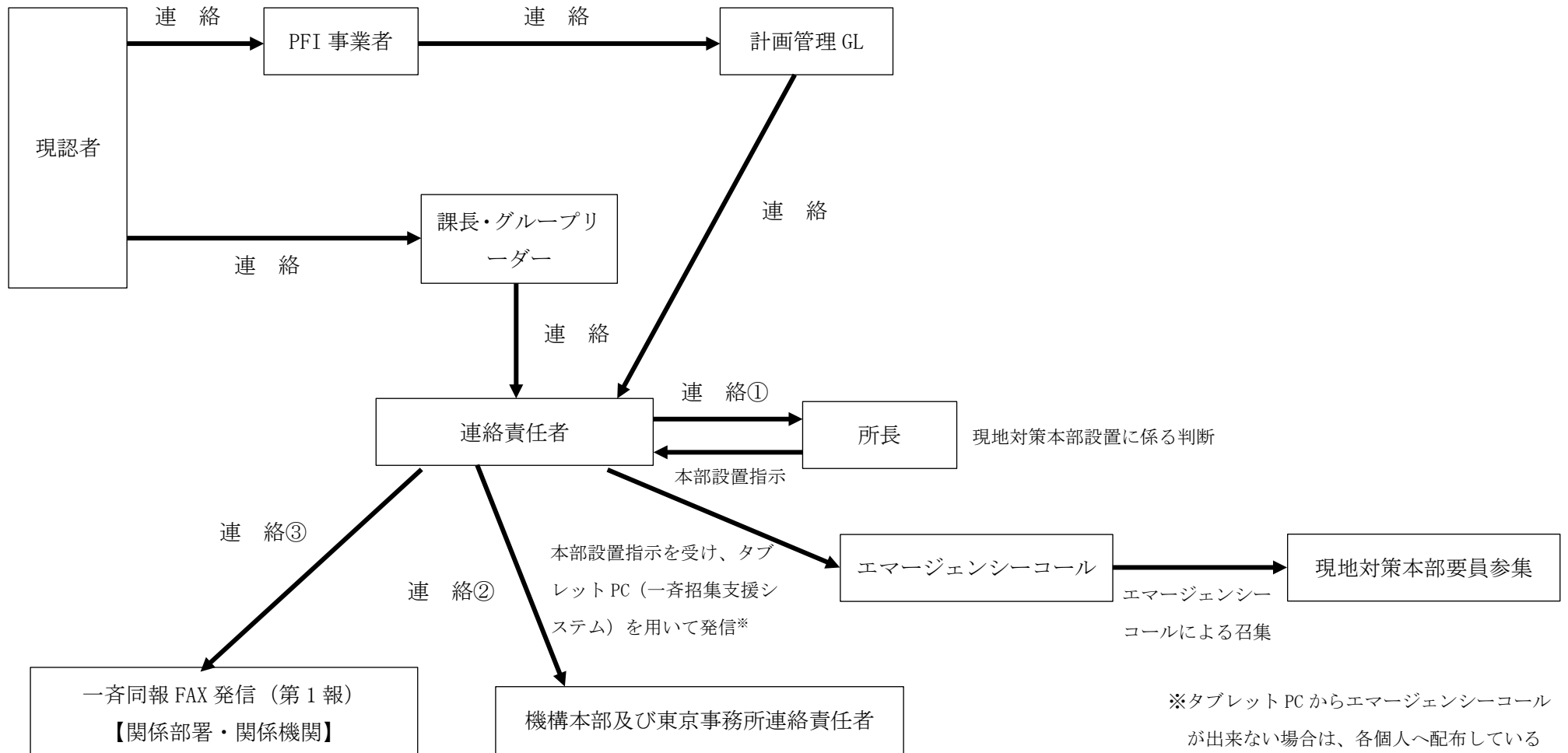
※1 敦賀地区においては、敦賀対策本部長（敦賀廃止措置実証本部長）と連携して対応する

図-3 機構外からの要請に基づく対応体制



※人命・火災に係るものは、消防署（119番）へ通報  
（通者氏名、いつ、どこで何が起きたか、連絡先等）。  
※構外事象に係るのは、総務・共生課長に連絡。  
※妨害・破壊行為等は、警察署（110番）へ通報。  
※東濃鉱山施設における事故の場合も含む。

図ー4 事故対応の通報連絡体制図（勤務時間内）  
〈現地対策本部設置前〉

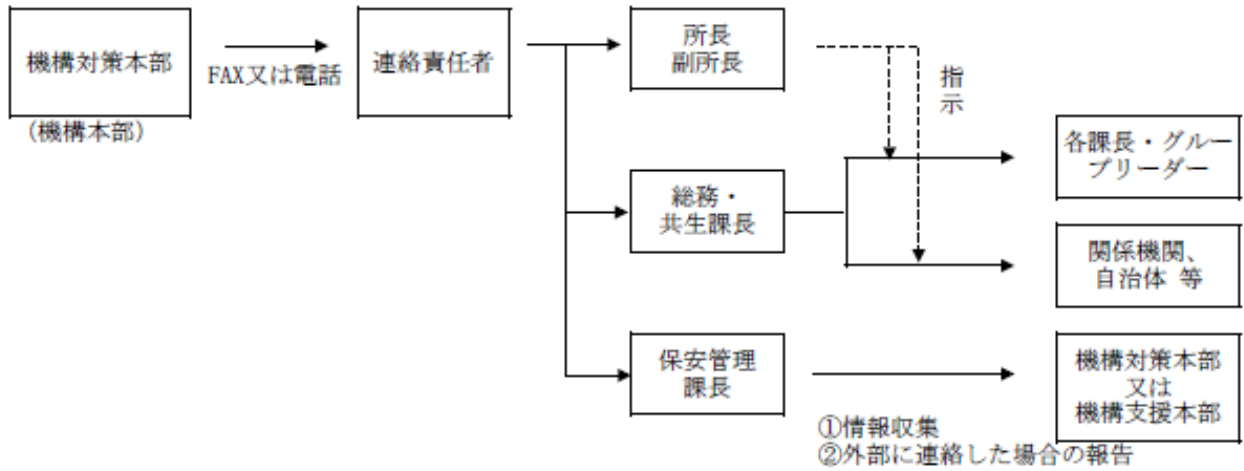


注) タブレット PC (通報連絡支援システム) を用いて発信。なお、タブレット PC から発信できない場合は、土岐地球年代学研究所第1・2会議室又は瑞浪地科学研究所セミナールームに設置してある、一斉同報 FAX (送信用) を用いて発信を行うこと。

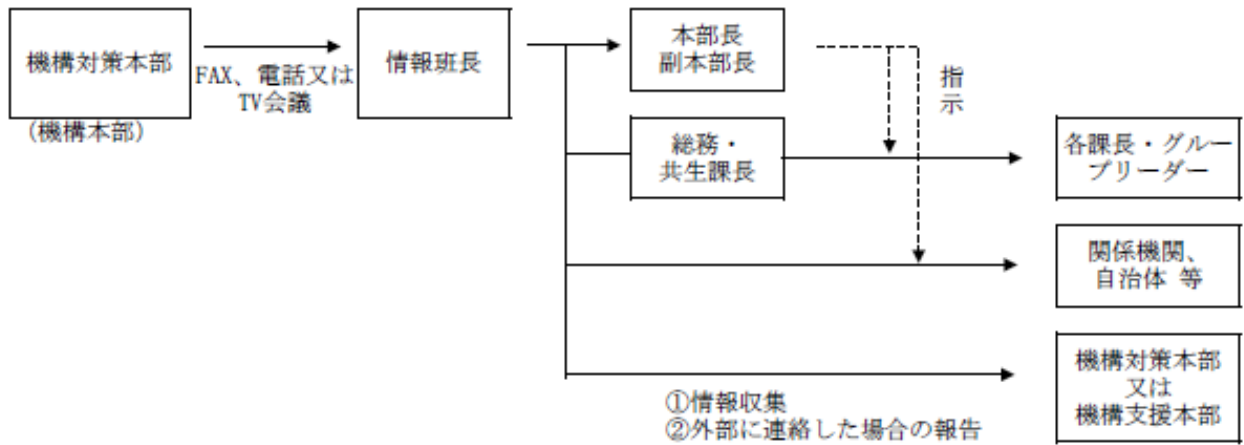
※タブレット PC からエマージェンシーコールが出来ない場合は、各個人へ配布している FMC 携帯により発信を行うこと。

図-5 事故対応の通報連絡体制図 (勤務時間外)  
〈現地対策本部設置前〉

〈機構対策本部又は機構支援本部設置前〉

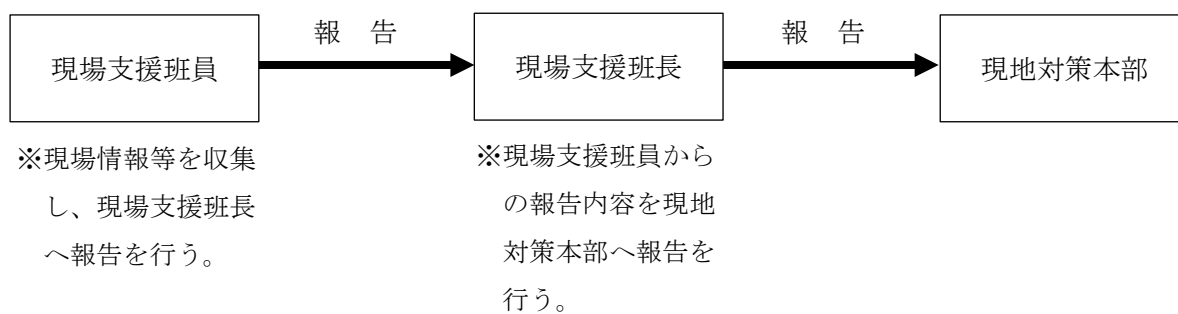


〈機構対策本部又は機構支援本部設置後〉



図－6 他事業所事故情報の連絡フロー図

【現地対策本部 現場支援班の場合】



【指揮所 現場支援班の場合】

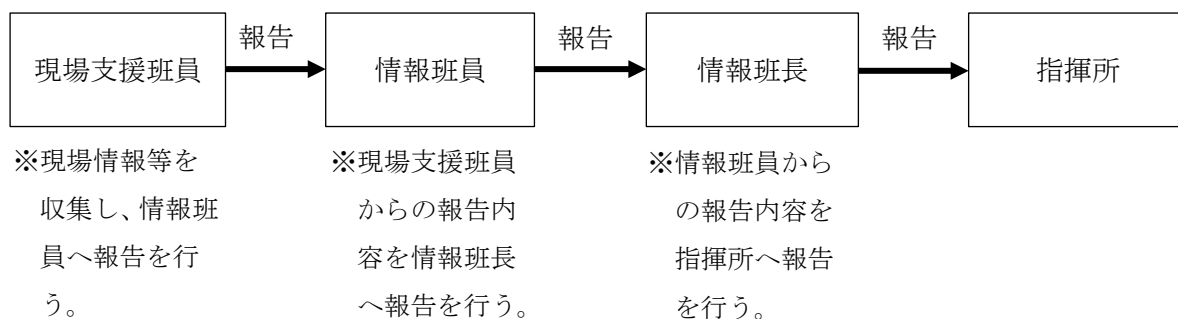


図-7 現場支援班からの情報伝達の流れ